

静岡県告示第487号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和2年5月15日静岡県公表）を次のように変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県は、相模湾西部から駿河湾、遠州灘へと続く漁業資源の豊かな海域に恵まれており、平成29年の漁業生産量で全国第5位、漁業生産額で全国第6位、2018年漁業センサスにおける漁業就業者数で全国第11位と全国上位にある。また、水産加工業も同様に盛んであり、焼津や沼津におけるかつお・さばの節製品、伊豆や沼津の塩干あじ、西駿河湾から遠州灘におけるしらす煮干し、焼津周辺地域における練り製品等はいずれも全国上位の生産をあげ、活発な経済活動が展開されている。

このように水産業は、県土の均衡ある発展にとって極めて重要な産業であり、今後とも本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県は、天然礁に恵まれた伊豆半島、水深が深く外洋にも開かれた駿河湾、広大な大陸棚を形成する遠州灘、そして稚魚の成長に適した浜名湖と変化に富んだ海域を有しており、海岸線の総延長は600km余に及んでいる。

また、沖合には黒潮が流れるなど、その変化に富んだ沿岸地形や海況条件を背景に、県内の各地域では特色ある多種多様な漁業が発達している。

近年の我が国周辺水域の資源状況を見ると、資源水準が中位又は高位にある系群が5割、低位にある系群が5割となっており、維持・増加の傾向にある系群が3分の2、減少傾向にある系群が3分の1となっているが、本県海域においては減少傾向にある海洋生物資源も見られる。

今後とも県民・国民への水産物の安定供給のみならず、地域経済の発展に寄与し続けるためには、本県水域における海洋生物資源の維持・回復に努めていくことが必要である。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- (4) 漁獲可能量制度を適切に運用し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県の入漁船を含めた第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データと知見が必要であり、国及び関係都県との連携の下、静岡県水産・海洋技術研究所を中心とした資源調査体制の充実強化を図ることとする。

さらに、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量制度においては他都県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- (9) くろまぐろの保存及び管理に関する計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

令和元年（平成31年）及び令和2年の第一種特定海洋生物資源知事管理量は、次表のとおりである。ただし、くろまぐろの知事管理量は別に定めるものとする。

第一種特定海洋生物資源	令和元年 (平成31年)		令和2年	
	管理期間	管理量	管理期間	管理量
まあいじ	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まいわし	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まさば及び ごまさば	令和元年7月 から 令和2年6月	10,000 トン	令和2年7月 から 令和3年6月	7,000 トン
するめいか	平成31年4月 から 令和2年3月	若干	令和2年4月 から 令和3年3月	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。ただし、くろまぐろの採捕の種類別又は期間別の数量は別に定めるものとする。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとした。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量	
		令和元年	令和2年
まさば及び ごまさば	中型まき網漁業	7,000トン	4,700トン
	定置漁業	若干	若干

(注) 令和2年の数量については、令和元年漁期の漁獲実績が確定した段階で変更することがある。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

[くろまぐろ]

別に定める。

[まあじ]

中型まき網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

[まいわし]

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、また、定置漁業については、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

[まさば及びごまさば]

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

[するめいか]

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

また、5トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業については、採捕実績の把握に努め、その推移に注意を払うものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組みを進めることとする。